

令和7年度要介護度等改善促進報奨金に係るQ&A

No.	質問	回答
<u>事業について</u>		
1	報奨金の対象事業所を教えてください。	都内に所在する以下の介護サービスを提供する事業所が対象となります。 ・通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設
2	ADL維持等加算を令和7年3月分までは算定していたが、令和7年4月分は算定できなかった場合も対象となりますか。	「基準日（令和7年4月1日）にADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること」が要件になりますので、この場合は交付対象となりません。
<u>要介護度の維持・改善状況について</u>		
3	前回判定日と今回判定日は具体的にどの時点を指しているか教えてください。	いずれも介護保険被保険者証に記載されている 有効期間の始期 に記載してください。なお、申請受付時点で更新や区分変更がなされるか確定していない方は、対象者から除外するようにしてください。
4	区分変更や更新の認定年月日が令和7年3月22日で、有効期間の始期が令和7年4月1日となっている利用者は記載の対象になるか。	介護保険被保険者証に記載されている 有効期間の始期 で判断するため、有効期間の始期が令和7年4月1日であれば、対象になります。
5	令和7年4月1日から令和8年1月1日までの全期間に在籍している利用者のみ記載の対象となるのか。仮に新規に利用を開始した利用者など、令和7年5月1日から令和8年1月1日まで在籍していた場合は記載の対象外となるのか。	令和7年4月1日から令和8年1月1日までに在籍している利用者が対象になるため、令和7年5月1日から令和8年1月1日まで在籍していた（令和7年4月末時点では在籍していない）場合は、記載の対象外になります。 なお、要介護度が改善した結果、加算判定基準日（令和8年1月1日）前に退所となった利用者は記載の対象となります。
6	令和7年4月1日から令和8年1月1日までの全期間に在籍しているが、その間に一度も利用実績がなかった利用者は記載の対象に含めるか。	令和7年4月から令和7年12月までの間に、<u>少なくとも毎月1回はサービスを利用していること</u>を要件とします。 そのため、期間内に一度も利用実績がない場合には、記載の対象から外れることになります。
<u>申請について</u>		
7	申請は事業所単位ですか。あるいは法人単位ですか。	事業所単位で申請をお願いします。 ※令和5年度は法人単位としておりましたのでご注意ください。